

令和8年2月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和8年2月6日、午前9時30分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟2階スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について
令和8年度小中学校学級編成見込みについて

第6. 議事

議案第10号 太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案に係る意見聴取について

議案第11号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第12号 太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める
条例議案に係る意見聴取について

議案第13号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第9号）（うち教育委員
会所管分）に対する意見聴取について

議案第14号 令和8年度太子町一般会計補正予算（うち教育委員会所管分）
に対する意見聴取について

議案第15号 教育委員会表彰の受賞者について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福本	充治
委	員	福田	秀樹
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教	育	長	糸井	香代子					
教	育	次	長	福井	照子				
管	理	課	長	改野	学由				
こ	ど	も	え	が	お	課	長	肥塚	馨
社	会	教	育	課	長	熊谷	恵之		
管	理	課	係	長	大上	香織			
管	理	課	主	査	光藤	雄矢			

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださいますありがとうございます。
ただいまから、令和8年2月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認を福本委員と杉本委員をお願いいたします。
続いて、本日の会議録の署名委員を福田委員と竹澤委員を指名させていただきます。
よろしくをお願いいたします。
また、本日の第15号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 次に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <2・3・4月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 2・3・4月の行事結果及び予定について、ご意見ご質問等はありませんか。

委員 3月7日に石海地区青少協総会・研修会が開催され、出席します。

教育長 他にありませんか。

各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 続いて、教育長報告に移ります。

事務局から報告をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和8年度学級編成見込みについての2件です。

はじめに、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、1件の届出があります。

申請者は、NPO法人姫路YMCAです。

事業名称は、「2026年姫路YMCA野外活動クラブと春休みプログラム」です。

実施日は、令和8年2月15日（日）から令和8年3月31日（火）までです。

実施場所は、YMCA太子遊びと冒険の森です。

「野外活動を通して青少年の精神・知性・身体の成長をはかる」ことを目的に開催されます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続けて、②令和 8 年度学級編成見込みについて、事務局より説明をお願いします。

管理課長 小・中学校の児童・生徒数及び学級数の調査表をご覧ください。

今年度の数と、来年度の見込み数を記載しております。

中学校の生徒数については、私立等への進学者数が反映されていないため、お示しの数字から減少する見込みです。

また、龍田小学校の小規模特認校を見据えた就学指定変更については反映されているため、龍田小学校の見込み児童数には、他地区からの児童が含まれています。

児童・生徒数の合計について、小学校の児童数は、1,789 人から 1,711 人となり、78 人減の見込みです。

中学校の生徒数は、1,001 人から 976 人となり、25 人減の見込みです。

学級数について、小学校の学級数は、特別支援学級の児童数が 12 人増加することに伴い、町全体で 4 クラス増の見込みです。

中学校の学級数は、特別支援学級の生徒数が 8 人増加することに伴い、町全体で 2 クラス増の見込みです。

全体的に児童・生徒数は減少していますが、学級は増えることとなります。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

第 10 号議案について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 10 号「太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

改正理由について、龍野薬剤師会から太子町の学校薬剤師の報酬額が、県薬剤師会に所属する兵庫県立学校の学校薬剤師の報酬額と比べた際、乖離があるとの申立てがあったことにより見直すものです。

主な改正内容について、兵庫県教育委員会は人事院勧告月例給の給与改定に準じて毎年見直していることから、令和 7 年度人事院勧告月例給の給与改定に準じて、学校薬剤師報酬を改定するものです。

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

この条例改正案を 3 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。
 各委員 ありません。
 教育長 それでは、議案第 10 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。
 各委員 結構です。
 教育長 ありがとうございます。
 原案のとおり、3 月町議会に提出することとします。
 続いて、第 11 号議案について事務局より説明をお願いします。
 こどもがお課長 議案第 11 号「太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。
 この条例は、「こども誰でも通園制度」に係るものであり、今回の改正は、上位法である内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことによるものです。
 主な改正内容について、第 22 条の 2 として「設備及び職員の基準の特例」について新たな条文を規定しております。
 乳児等通園支援の確保が困難な離島などの僻地でも、事業が円滑に運営できるよう規制緩和を図る条文です。
 太子町には該当しませんが、内閣府令どおりに規定しております。
 その他、「乳児等通園事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改正するなど、文言の修正等を行っております。
 施行日は、令和 8 年 4 月 1 日です。
 この条例改正案を 3 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。
 以上です。
 教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。
 各委員 ありません。
 教育長 それでは、議案第 11 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。
 各委員 結構です。
 教育長 ありがとうございます。
 原案のとおり、3 月町議会に提出することといたします。
 続いて、第 12 号議案について事務局より説明をお願いします。
 こどもがお課長 議案第 12 号「太子町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。
 来年度から「こども誰でも通園制度」が給付化するにあたり、事業所等が給付の対象施設であることを町が確認する基準を条例で定めなければならないため、令和 8 年度からの本格実施制に向け、制定するものです。
 制定内容について、上位法である内閣府令に基づき制定しております。
 第 1 条及び第 2 条は、総則について規定しており、内閣府令に無い太子町独自の部分として、第 2 条第 5 号に太子町暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団等の参入や影

響を排除する項目を追加しています。

第 3 条は利用定員について、第 4 条から第 32 条は運営に関する基準について、第 33 条は電子的記録等について、それぞれ規定しております。

施行日は、令和 8 年 4 月 1 日です。

この条例改正案を 3 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 12 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。

原案のとおり、3 月町議会に提出することといたします。

続いて、第 13 号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 13 号「令和 7 年度太子町一般会計補正予算（第 9 号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明いたします。

私からは、管理課所管分について説明いたします。

3 月補正予算は、事業の完了に伴う減額が中心となります。

そのため、完了した事業や入札等により生じた工事費等の不用額を計上しております。まず歳入について、基本的には決算見込みによる減額ですが、款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 学校費補助金の「学校施設環境改善交付金」についてのみ、多目的トイレの設置や洋式化などによる特別加算率が上乘せされたため、増額しております。

次に歳出について、決算見込みによる減額及び入札残による減額になります。

また、給食センター分につきましては、執行残による不要額の減額になります。

その他、繰越明許費補正が 1 件ございます。

款 10 教育費、項 2 小学校費の「石海小学校自動火災報知設備改修事業」について、11 月の入札が不調に終わり、12 月に辛うじて落札まで到達しましたが、物品が入荷しない状況が続き、今年度中の事業執行が不可能になったため、繰越としております。

以上です。

こどもえがお課長 こどもえがお課所管分について説明いたします。

こどもえがお課も 3 月補正予算は、各事業の決算見込みによる減額が中心となります。

まず歳入について、款 13 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 民生費負担金、節 2 児童福祉費負担金の「私立保育所児童保育料」は、町が徴収している町外の私立保育所に通われている方の保育料についてですが、その人数が当初の見込みの半分程度だったことによる減額になります。

また、「保育所給食費保護者負担金」は、斑鳩保育所の 3 歳以上の子どもの副食費についてですが、決算見込みによる増額となっております。

続いて、款 14 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 2 民生使用料、節 1 児童福祉使用料

の「保育所保育料」は、斑鳩保育所の3歳未満児の保育料についてですが、当初の見込みより対象人数が少なくなっていることによる減額になります。

続いて、款15 国庫支出金、目1 民生費国庫負担金、節4 児童福祉費負担金及び、款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、節4 児童福祉費負担金については、保育所の運営費、幼児教育・保育の無償化の経費、児童手当の今年度決算見込みによるものと、令和6年度の国・県への実績報告による追加交付を計上しております。

国庫負担金の「子どものための教育・保育給付交付金」について、8,706,000円増額しておりますが、4月まで遡って国庫負担率が上がったことによるものです。

国庫補助金及び県補助金の「養育支援訪問事業補助金」について、それぞれ60,000円計上してはりましたが、補助率が有利である「利用者支援事業補助金」へ対象経費を振替えたことにより、皆減としております。

国庫補助金の「保育対策総合支援事業費補助金」及び、県補助金の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業補助金」の減額について、補助金の減額や委託料の減額によるものです。

続いて、款21 諸収入、目3 雑入、節2 雑入、節2 民生費雑入の負担金及び保育料について、決算見込みによる減額となります。

次に歳出の款3 民生費について、年度末が近づいたことで、1年間実施した事業の見込みが分かってきたことによる減額となっています。

まず、目1 児童福祉総務費、節12 委託料の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業委託料」及び、目8 障害児福祉費、節12 委託料の「療育訓練指導員委託料」、「障害児巡回支援委託料」について、実施回数の減による減額となります。

続いて、目2 保育所費、節1 報酬の「臨時保育士報酬」及び、款10 教育費、項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、節1 報酬の「幼稚園保育補助員報酬」と、節3 職員手当等の「職員手当等」について、当初予定していた人数を採用できなかったことによる減額になります。

続いて、目3 保育所運営費、節18 負担金・補助及び交付金の「保育対策総合支援事業費補助金」について、当初4園による事業実施予定でしたが、1園辞退したことによる減額となります。

続いて、目5 児童措置費、節19 扶助費の「児童手当」について、今年度の支払いが2月で概ね終了するため、それに合わせて減額しております。

以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。

まず歳入について、款21 諸収入、項3 雑入、目2 雑入、節8 教育費雑入の「ジュニアリーダー養成講座参加負担金」及び「社会教育事業参加負担金」について、参加人数の確定による減額となっております。

続いて、款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目5 教育費国庫補助金、節2 社会教育費補助金の「埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助金」について、国と県から文化財関係の補助金を受けますが、追加の申請による増額となります。

続いて、款22 町債、項1 町債、目6 教育費、節2 社会教育施設整備事業債について、

歳出が少なくなることに関連して、借入も減額しております。

次に歳出について、款 10 教育費、項 5 社会教育費のうち、目 2 公民館費、目 3 青少年教育費、目 4 人権教育費につきましては、人件費や維持管理費等の決算見込みによる減額となります。

続いて、款 10 教育費、項 5 社会教育費、目 7 会館管理費と目 8 歴史資料館費及び、款 10 教育費、項 6 保健体育費、目 3 総合公園管理費について、それぞれ人件費の減額や総合管理の減額となります。

続いて、目 7 会館管理費、節 12 委託料の「町民芸術祭委託料」について、展示のみを実施し、芸能、音楽を実施しなかったことによる減額となります。

続いて、文化会館及び歴史資料館の大規模改修工事費が大幅に減少している件について、工事は進捗していますが、部分的に完成していない関係上、工事の完了検査を翌年に繰越すため、それに伴う減額となります。

続いて、目 3 総合公園管理費、節 14 工事請負費及び、節 17 運動用具備品購入費について、入札による残額を減額しております。

その他、繰越明許費補正について 1 件説明いたします。

款 10 教育費、項 5 社会教育費の「文化会館大規模改修事業」について、先程の説明の通り、来年度に完了検査を実施し、支払いを行うための繰越しとなります。

最後に、地方債補正の「社会教育施設整備事業」について、事業に係る借入額を当初 1,272,000,000 円としておりましたが、685,900,000 円の借入で収まるということで減額いたします。

以上です。

教育長
各委員
教育長
各委員
教育長
教育次長

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

それでは、議案第 13 号は、承認をいただいてよろしいでしょうか。

結構です。

続いて、第 14 号議案について事務局より説明をお願いします。

それでは、議案第 14 号「令和 8 年度太子町一般会計予算（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明させていただきます。

お配りの資料に、教育の歳出予算及び、こどもおえがお課が所管する民生費児童福祉費の歳出予算の一覧を掲載しておりますので、ご覧ください。

令和 7 年度と 8 年度の教育費の増減について説明させていただきます。

まず、款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育振興費の減につきましては、令和 7 年度に大阪・関西万博への子ども招待プロジェクトがありましたが、この補助金を計上しなくなったことによる減となります。

続いて、項 2 小学校費及び項 3 中学校費、目 1 学校管理費の増につきましては、小中学校の屋内運動場空調設備設置工事設計委託料の計上に伴う増となります。

こちらは、小・中学校の体育館のエアコンを令和 8 年度の 1 年間かけて実施するものです。

続いて、項 2 小学校費及び項 3 中学校費、目 2 教育振興費の減につきましては、小中

学校の一人一台端末を令和7年度に共同調達し、令和8年度当初より更新するために計上しておりましたが、令和8年度は購入費を計上しないことによる減になります。続いて、項5社会教育費、目1社会教育総務費の減につきましては、令和7年度に導入しました公共施設予約システムの構築に係る委託料が必要なくなりましたので、その分の減になります。

ただし、令和8年度から使用料を計上しております。

続いて、項5社会教育費、目5文化財保護費の増につきましては、沖代米田地区の開発事業に先立ち、埋蔵文化財の調査支援委託料を計上しておりますので、その分の増となります。

続いて、項5社会教育費、目7会館管理費及び目8歴史資料館費の減につきましては、丸尾建築あすかホール及び歴史資料館の大規模改修に係る工事費が、令和7年度当初に計上していた予算より、入札により大幅に減額したことによるものです。

続いて、項6保健体育費、目3総合公園管理費の減につきましては、陸上競技場4種公認更新工事が令和7年度間の事業であるため、その予算分が減になります。

続いて、項6保健体育費、目4給食センター費の減につきましては、旧給食センター建物解体工事の完了に伴う減になります。

ただし、賄い材料費が増となっている分、増減の幅が小さく見えております。

令和8年度町予算のうち、教育費が占める割合は17.99%であり、文化会館大規模改修関連及び歴史資料館の予算を除外すれば、13.51%となっております。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目3保育所運営費の増につきましては、とみのおか保育園を、0・1・2歳児を対象とする小規模保育園として新たに認定する予定であるため、運営に係る費用として大幅に増額しております。

続いて、項2児童福祉費、目9放課後児童健全育成事業費の増につきましては、令和8年度から学童保育園を民間に業務委託することに伴う増になります。

それ以外の事業につきましては、人件費高騰の影響を受けて伸びていると思われます。それでは、各課の施設整備関係について、各課長より説明をお願いします。

管理課長

管理課所管分の施設整備関係について説明いたします。

まず、斑鳩小学校及び太子東中学校の受水槽設備等改修工事費につきましては、法定点検で劣化が指摘されているため、更新工事を実施するものです。

続いて、石海小学校の北校舎トイレ改修工事につきましては、便器の洋式化率が低い石海小学校において北校舎トイレの改修工事を実施するものです。

続いて、小中学校屋内運動場空調設備整備工事費につきましては、設計施工一括方式で令和8年度中に屋内運動場の空調設備工事を6校とも実施するものです。

続いて、太子東中学校の擁壁調査委託料について、松ヶ下方面に抜ける通学路の擁壁にクラックが見られるため、今年度中に予備調査を行い通行止めにしておりますが、今後、どのような工事が必要なのか方針を決定するための調査を実施するものです。

以上です。

こどもえがお課長

こどもえがお課所管分について説明いたします。

斑鳩保育所の給食用昇降機制御盤等修理について、斑鳩保育所にある給食配膳用エレ

ベーターの制御盤等電装品を交換するものです。
前回の交換が2010年であり、15年経過したため交換いたします。
以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。
まず、社会教育課文化財係の指定文化財説明板設置工事について、現在、斑鳩寺境内に設置されている看板4枚の更新を行うものです。
これ以外の事業につきましては、文化会館及び歴史資料館の大規模改修に伴うものであり、ベンチの座面の張替えや防犯カメラの設置、歴史資料館八角堂（ロビー）展示の更新等を行うものです。
以上です。

教育長
委員

ここまでの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
小中学校の屋内運動場空調設備整備工事について、数年かかる見込みだったものが、令和8年度中に押し進めていただけるということで、大変ありがたく思います。

教育長

1年で完了できるよう、最善を尽くして進めてまいります。
教育総合会議においても、本件についてご意見いただければと思います。
他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長
管理課長

続いて、施設整備以外の来年度予算について、各課長より説明をお願いします。
管理課所管分について、令和8年度の新規事業や特色を中心に説明いたします。
まず、歳入の款16県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節3保健体育費補助金の「学校給食費補助金」について、国が小学校給食費の無償化を進めるということで、その補助金になります。
次に歳出について、この教育委員会後に総合教育会議がございますので、関わりのある項目を中心に申し上げたいと思います。
款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節7報償費の「学校活性化委員会委員謝礼」及び「放課後学習指導講師謝礼」、さらに、節12委託料の「外国語指導助手派遣業務委託料」につきましては、龍田小学校小規模特認校の施行に向けた予算を組んでおります。
続いて、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節14工事請負費の「石海小学校北校舎トイレ改修工事」及び「龍田小学校外3校屋内運動場空調設備整備工事費」につきまして、入札等に付すものであるため、金額を消しております。
続いて、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節1報酬の「校内教育支援センター支援員報酬」につきまして、現在、斑鳩小学校と太田小学校の校内に、教育支援センターを設けておりますが、龍田小学校と石海小学校にも設置するための人件費になります。
続いて、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料の「太子東中学校擁壁調査委託料」及び、節14工事請負費の「太子東中学校外1校屋内運動場空調設備整備工事費」につきましては、先程申し上げた通りです。
続いて、款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費、節1報酬の「部活動指導員報

酬」及び「部活動地域展開コーディネーター報酬」、さらに、節 7 報償費の「部活動指導員講師謝礼」及び「部活動地域展開協議会出席者謝礼」につきましては、部活動の地域展開に関わる費用でございます。

また、節 18 負担金、補助金及び交付金の「部活動地域展開・地域クラブ活動推進補助金（運動部）」及び「部活動地域展開・地域クラブ活動推進補助金（文化部）」につきましては、部活動の地域展開に関わるクラブに対して補助金を拠出するものでございます。

最後に、給食センター分について申し上げます。

款 10 教育費、項 6 保健体育費、目 4 給食センター費、節 10 需用費の「賄材料費」について、こちらは、給食の材料費になります。

続いて、節 12 委託料の「調理業務等委託料」については、プロポーザル方式で業者を選定する分の予算になります。

以上です。

こどもえがお課長

こどもえがお課所管分について説明いたします。

歳出の項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 12 委託料の「こども計画策定業務委託料」につきまして、国が掲げる「こども大綱」に基づきアンケート調査を実施し、こども施策など支援ニーズを反映した太子町こども計画を策定するためのものです。

計画期間は、令和 9 年度から 11 年度の 3 年間で考えております。

また、入札案件であるため、金額は未記載です。

続いて、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 負担金、補助金及び交付金の「児童育成支援拠点事業補助金」につきましては、養育環境に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない子どもに居場所を提供する事業に関するものです。

こちらは、子どもの生活習慣の形成、学習支援、進路相談、食事の提供、保護者への相談支援などを行い、学校や行政、要保護児童対策地域協議会が連携しながら、虐待の未然防止、子どもの健全育成を図る事業になりますが、町内の民間事業者が事業実施予定ということで、補助金を計上しております。

続いて、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 18 負担金、補助金及び交付金の「認定こども園等施設整備交付金」につきまして、363,907,000 円を計上しておりますが、二葉保育園と石海保育園が国庫補助を受けて建替え予定のため、予算化しております。二葉保育園は令和 8 年度の 1 年間で、石海保育所は令和 8 年度から 9 年度の 2 ヶ年で実施予定となっております。

続いて、項 2 児童福祉費、目 3 保育所運営費、節 19 扶助費の「乳児等のための支援給付費」について、「こども誰でも通園制度」に係る予算で、町外の乳児等通園支援事業を太子町民が利用した場合に、その事業所に対して支払う経費を計上しております。

続いて、項 2 児童福祉費、目 9 放課後児童健全育成事業費、節 12 委託料の「学童保育園運営業務委託料」について、164,998,000 円を計上しておりますが、公立学童の運営を民間に委託するための経費になります。

これに伴い、報酬・職員手当等・共済費などに係る人件費が、民間事業者の負担となるため、全て削除となります。

なお、総合教育会議における令和 8 年度こどもえがお課の重点事項で、斑鳩保育所の照明の LED 化を挙げておりましたが、先程申し上げた太子町こども計画を策定すれば、その記載を根拠に有利に進められるため、後年度送りとしております。

歳入について、詳細は割愛いたしますが、先程申し上げた事業につきましては、全て国庫補助や県補助等何らかの補助が付くことになっております。

以上です。

社会教育課長

社会教育課所管分について説明いたします。

項 5 社会教育費、目 5 文化財保護費、節 12 委託料について、入札により金額を伏せている部分もございますが、沖代地区の発掘調査を令和 8 年度に実施するにあたり、全体の額が大きくなっております。

続いて、項 5 社会教育費、目 7 会館管理費、節 14 工事請負費に 562,785,000 円を、項 5 社会教育費、目 8 歴史資料館費、節 14 工事請負費に 134,851,000 円をそれぞれ計上しておりますが、先程申し上げました繰越明許の分と合わせて令和 8 年度に執行いたします。

続いて、項 6 保健体育費、目 2 体育館費、節 12 委託料の「樹木伐採作業等委託料」につきまして、来年、体育館の西側にアパートが建設予定ですが、それに伴い西側の樹木を伐採するための予算になります。

最後に、債務負担行為について説明いたします。

債務負担行為とは、翌年度に債務が明らかな事業を設定する時に設けるものですが、「文化会館管理運営事業」に 500,000,000 円入れております。

こちらは、令和 8 年度に指定管理者を選定し、そこから令和 13 年度までの 5 年間のうちに、500,000,000 円以内で指定管理を完了するという意思表示になります。

大規模改修と併せて、文化会館管理の指定管理を計画しているということをお知らせしておきたいと思っております。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はありませんか。

委員

管理課所管分の部活動地域展開について、補助金が運動部と文化部に分かれていたましたが、文化部の地域クラブを設立する声が上がりにつつあるという認識でよろしいでしょうか。

管理課長

現在、学校にある吹奏楽部のような活動ではありませんが、地域で活動されているお茶やコーラスなどの団体から、地域展開における中学校の受け皿になるという声をいただいております。

来年度以降、こうした団体を、子どもたちが文化活動を行う認定クラブとして開拓していく予定です。

教育長

他にございませんか。

委員

こどもえがお課所管分の学童民間委託について、委託に伴い人件費が削られているとありましたが、お配りいただいた資料には記載されていないのでしょうか。

また、どれほどの金額が削られたことになるのでしょうか。

こどもえがお課長

人件費に関する項目はすべて削られているため、本資料には記載されておりません。

詳細を確認するためには、令和 7 年度の資料と比較する必要があると思いますが、令和 8 年度の人件費に係る予算については、令和 7 年度に計上していた節 1 報酬、節 2 給料、節 3 職員手当等といった項目が無くなり、労働災害保険料として節 4 共済費に 4,000 円計上しております。

人件費の差額につきましては、一概には答えられません。

学童に係る予算として項 2 児童福祉費、目 9 放課後児童健全育成事業費の計上額を見ていただくと、令和 8 年度は 191,575,000 円、令和 7 年度は 164,479,000 円となり、約 27,000,000 円増となっているほか、そもそも人件費や地域手当等が上がっているため、人件費の純粋な差額を出すことは難しいです。

教育長 他にございませんか。
委員 小学校給食費の無償化について、国からの補助金が出るとのことでしたが、もう少し詳しい説明をお願いします。
管理課長 歳入の款 16 県支出金、項 2 県補助金、目 8 教育費県補助金、節 3 保健体育費補助金の「学校給食費補助金」に、月額 5,200 円×11 ヶ月×人数という積算のもと、98,040,000 円を計上しております。
こちらは、国が県に補助し、県が基準を定めて各自治体へ補助するため、県補助金として計上しております。
しかし、給食費が補助額を上回っているため、完全な無償化ではなく多少の持ち出しが発生します。
また、中学校は純粋な持ち出しになります。

教育長 他にございませんか。
各委員 ありません。
教育長 それでは、議案第 14 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。
各委員 結構です。
教育長 ありがとうございます。
これらは、予算案として議案に提出されることとなりますので、確定ではありません。
3 月の町議会で、議決を受けて予算成立となりますことを、ご承知おきください。
続いて、第 15 号議案について事務局より説明をお願いします。
なお、こちらについては非公開とさせていただきます。
管理課長 〈議案第 15 号「教育委員会表彰の受賞者について」説明〉

●その他

教育長 本日の議事は全て終了しました。
続いて、その他の報告に移ります。
教育委員の皆様より何かご意見、ご質問等はございませんか。
委員 前回もお伺いしましたが、「20 歳のつどい」について、遠方に住んでいる方や、仕事の都合等により当日参加できない方のために、リモートで参加できる環境の整備や、式典の様子を後日配信するなど、行きたくても行けなかった方のための配慮を検討して

いただければと思います。

社会教育課長 リモートに関しては、顔が映ることを敬遠される方もいらっしゃるかと思いますが、式典だけを映すのであれば可能性が考えられます。

教育長 他にも何か良い方法がないか、今後の検討課題とさせていただきます。

各委員 他にございませんか。

教育長 ありません。

管理課長 次に事務局より何か連絡はありませんか。

管理課長 審議会委員について、割り振りを決めさせていただければと思います。

各委員 総合教育会議の後に、委員の皆様にはお残りいただき、ご相談させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

管理課長 結構です。

管理課長 ありがとうございます。

教育長 それでは、よろしく願いいたします。

教育長 他に無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

教育長 次回の定例会は3月19日（木）午後1時30分に開会いたします。

教育長 これをもちまして2月の定例会を終了させていただきます。

教育長 お疲れ様でした。

令和8年2月6日 午前10時40分閉議